

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 令和3年度の手当額の改定はありません

■児童扶養手当 ●受給資格

父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしていない児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父母にかわってその児童を養育している人に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となりました。
※父(母)または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給できません。

●手当の額(月額)

全部支給 43160円
一部支給 43150円
児童2人以上の加算額 10180円
5100円～10180円
児童3人目からの加算額 3060円～6100円

■特別障害者手当 ●受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方。

※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給できません。
・社会福祉施設等に入所している
・病院に継続して3カ月を超えて入院している
※原爆介護手当を受給している人には、特別障害者手当を調整して支給します。

●手当の額(月額)

……27350円

■障害児福祉手当 ●受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給できません。
・障がい事由とする公的年金を受給している
・児童福祉施設等に入所している

●手当の額(月額)

……14880円

■特別児童扶養手当 ●受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給できません。
・障がい事由とする公的年金を受給している
・児童福祉施設等に入所している

●手当の額(月額)

1級……52500円
2級……34970円

■問合せ

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められています。
受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。
福祉事務所障がい福祉担当
電話7211773

民間住宅の耐震診断・耐震改修費を助成

耐震診断

●対象 町内にある木造住宅で①と②に該当する住宅

- ①所有者が自ら居住している、一戸建ての住宅か併用住宅
- ②昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅

●助成額 診断に必要な費用の3分の2以内の額(千円未満切捨て)上限6万円

耐震改修

●対象者 次の①～③に該当する住宅を所有し、自ら居住している人

- ①町内にある一戸建てか併用の木造住宅
- ②昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅
- ③耐震診断の結果、上部構造評点

が1.0未満と判定された住宅
●助成額 耐震改修工事に必要な費用の23%以内の額(千円未満切捨て)一棟あたり上限80万円
※事前着手は認めていません。申請する場合は、必ず事前に相談してください。

■問合せ

建設課 電話763942

ブロック塀等の撤去・再設置費用を助成

●対象 町内に設置されたブロック塀等で①～③に該当するもの

- ①通学路が避難路に面している
- ②危険なブロック塀等と認められる
- ③ブロック塀等の高さが80センチメートル以上

※ブロック塀等＝コンクリートブロック造、石造、コンクリート造、れんが造その他の組積造の塀
●対象経費
①ブロック塀等の撤去費、撤去後の新設工事費
②産業廃棄物運搬・処分費
③新設塀等の材料費

●助成額 「撤去・再設置」に必要な費用かブロック塀等の長さに8万円を乗じた額のいずれか低い方の額の3分の2以内の額(千円未満切捨て)上限26万4千円

この事業は、通行者の安全確保を目的としています。詳しくは、建設課までお問い合わせください。

■問合せ

建設課 電話763942

ごみの出し方を再確認

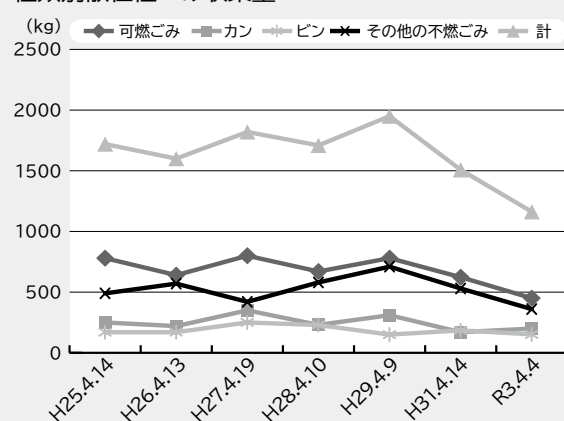
- ①ごみ袋の容量は10kg以内に抑える。
- ②資源ごみとして出された新聞紙の中に、チラシ等が紛れこまないように区分する。
- ③袋にはきちんと名前を書く。
「家庭ごみの分け方・出し方」を再度ご確認ください。
(いいしクリーンセンターHPでも確認できます)

■問合せ

いいしクリーンセンター 電話72-9217
住民課 電話76-2213

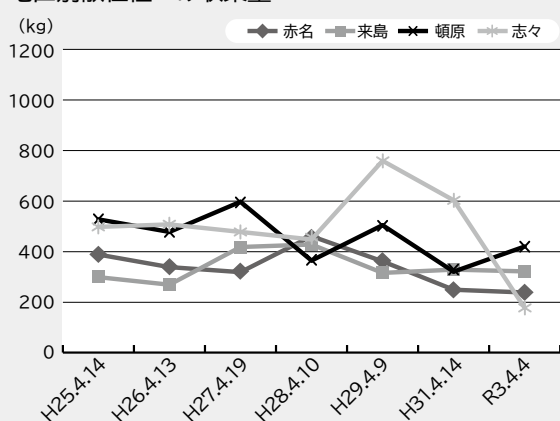
散在性ごみ収集活動集計表

種類別散在性ごみ収集量



前回実施した令和元年度と比較し、カン類を除いては全体的にごみの量が減少しました。今後も美しいまちづくりへのご理解、ご協力をお願いします。

地区別散在性ごみ収集量



元 気回復券の利用は 8月末まで

新型コロナウイルス感染症対策で「飯南町元気回復券」を全町民に郵送配布しています(1人当たり1万円分)。令和3年8月31日までにご利用ください。

●利用できるお店

元気回復券に同封した一覧表に記載しています。最新の利用可能店舗(券配布後の追加店舗あり)は、CATV、HPでご確認ください。

●感染症対策の徹底

基本的な感染症対策(密の回避、マスクの着用等)を心がけてください。特に8月中は、店舗の混雑が予想されます。

■問合せ

産業振興課
電話76・2214

